

## 鳥取県版環境管理システム審査登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県内で事業活動を行う組織について、EMSを審査すること及びTEASに適合しているものを登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) EMS 企業、学校、地域団体、家庭等が設定し運用する、当該組織における環境管理に係るシステムをいう。
- (2) TEAS 鳥取県内で事業活動を行う組織のEMSについて、次に掲げる区分により鳥取県版環境管理システムとして知事が別に定める規格をいう。

区分	対象となる組織
I種	ISO14001に近い高度な環境管理を行う組織
II種	I種よりやや簡易な環境管理を行う組織
III種	簡易な環境管理を行う組織

### (登録事前審査の申請)

第3条

- (1) EMSがTEASに適合している組織について知事が行う登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、事前に様式第1号の申請書により知事が別に認定する審査機関（以下「認定審査機関」という。）に対して登録事前審査を申請しなければならない。
- (2) III種への登録に係る登録事前審査は必要ないものとする。

### (登録事前審査)

第4条 認定審査機関は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る組織（以下「申請組織」という。）のEMSがTEASに適合しているか否かについて審査を行う。

### (審査チーム)

第5条 登録事前審査は、認定審査機関のうち組織のEMSがTEASに適合しているか否かを判定するのに必要な知識と能力を有する者（以下「審査員」という）2名以上のチーム（以下「審査チーム」という。）により行う。ただしTEASの登録に係る組織の範囲（以下「登録範囲」という）の対象人数が10人未満のものについては審査員1名により行うことができるものとする。

(登録事前審査の実施)

第6条 審査チームは、登録事前審査の実施に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 審査に係る作業に入る前に、申請組織の管理者に審査チームの構成員、審査事項及び審査日程を説明するとともに、当該作業に必要な申請組織の設備等の使用について同意を得ておくこと。
- (2) 申請組織に所属する者との面談、書類審査、活動状況の観察等により、そのEMSがTEASに適合しているか否かを審査するのに十分な証拠を収集し、記録しておくこと。
- (3) 前号の規定により収集した証拠を踏まえ、TEASに適合していると判断される場合は、審査の結果を報告書(以下「審査報告書」という。)に取りまとめること。
- (4) 審査に係る作業を終えた後、申請組織の管理者に審査報告書を報告するとともに、内容を説明すること。

(登録申請)

第7条 登録を受けようとする者のうち、I種及びII種に係る者については、様式第2号の申請書により、III種に係る者については様式第3号により、知事に申請しなければならない。

(登録)

第8条 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、登録の対象として申請されている組織の範囲(組織体制、管理施設、活動分野等により当該範囲に属さないものが客観的に峻別できるものとする。以下「申請範囲」という。)が、次条第1項及び第2項のいずれにも該当しないと認めるときは、当該申請組織の登録を行う。

- 2 知事は、申請組織の登録を行うときは、これに様式第4号から様式第6号のいずれかの登録証を交付するとともに、様式第7号の登録簿に登載する。この場合、その旨は、県のホームページ(とりネット)上で公表する。
- 3 登録の有効期間は、登録を行った日から3年間とする。ただし、III種については登録を行った日から3年経過後の最初の年度末とする。

(登録の判定)

第9条 知事は、I種及びII種登録の申請について、認定審査機関により別紙で定めるTEAS審査基準に基づく公正な審査が行われていないと認めるときは、当該申請組織の登録は行わない。

- 2 III種登録の申請について、次のいずれかに該当すると認めるときは、重大な不適合があるものとして、申請組織に是正計画を提出するよう求める。この場合においては、その提出を受けて是正を指導した後、当該指導に従った是正が完了したと申請組織から報告があった時点で改めて審査を行い、TEASへの不適合が完全に是正されたことを確認しない限り、その該当した範囲内においては、当該申請組織の登録は行わない。
  - (1) TEASの要求事項のうち重要なものが欠落し、又は不履行の状態にある場合
  - (2) EMSにおける環境宣言及び環境改善目標を達成する能力について、深刻な疑義がある場合

(変更の届出等)

第10条 登録組織は、次に掲げる事項を変更するとき又は登録を辞退するときは、様式第8号又は様式第9号の届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 名称又は所在地
- (2) 組織体制、管理施設、活動分野等（登録範囲に影響するものに限る。）
- (3) その他TEASへの適合性に影響を及ぼすおそれのある事項

2 I種及びII種登録組織が前項の規定のうち、登録範囲を拡大しようとするときは、第3条に定める登録事前審査を受けなければならない。

(臨時審査)

第11条 登録組織のTEASへの適合性、登録範囲の適切性等に疑義が生じた場合などにおいて、知事が必要であると認めるときは、登録組織は、EMSの運用状況等について、知事の審査を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 知事は、前条の規定による審査の結果、登録組織が次のいずれかに該当する場合において、その内容が悪質又は重大であると認めるときは、その登録を取り消し、改善の余地があると認めるときは、その改善が確認されるまでこれを停止することができる。

- (1) この要綱の規定により知事に提出する文書に虚偽の記載をし、又はこれを提出しない場合、その他この要綱の規定に基づく知事の要求又は指導に誠実に対応しない場合
- (2) 前号に定めるもののほか、知事又はその職員に対して虚偽の報告等を行い、又は必要な報告等をしない場合
- (3) 環境に重大な影響を及ぼす事故が発生したにもかかわらず、適切な対策を講じない場合
- (4) その他登録組織として適切でない行為をし、又はその事実があることが判明した場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消し又は停止を行ったときは、登録組織に対し、その理由を文書で通知し、登録証の返却を求めるとともに、これを登録簿から削除し、登録簿に停止の理由及び停止日を記載する。

3 知事は、第1項の規定により登録を停止した場合において、当該停止を受けた登録組織が適切に改善を行ったと認めるときは、当該停止を解除することができる。この場合、返却されていた登録証を登録組織に返付し、登録簿に解除日を記載する。

(更新申請)

第13条 登録組織は、登録の有効期間の更新を受けようとするときは、I種及びII種については様式第2号の申請書により、III種については様式第3号により、知事に申請しなければならない。

2 登録組織のうちI種及びII種登録組織は、前項の申請にあたり、事前に様式第1号の申請書により認定審査機関の更新審査を受けなければならない。更新審査は、有効期限の1か月前を目安

に実施するよう努めるものとする。

- 3 更新審査については、第5条及び第6条の規定を準用する。ただし、登録範囲の対象人数が50人未満のものに係る確認審査については、審査員1名により行うことができるものとする。
- 4 知事は、第1項の申請を受けたときは、第9条第1項及び第2項のいずれにも該当しないと認めるときは、その登録を更新する。
- 5 知事は、登録の有効期間を更新したときは、それについて登録証の書換え交付及び登録簿の記載変更を行う。
- 6 更新された登録の有効期間は、当該更新前の登録の有効期間の翌日から3年間とする。ただしⅢ種に係る有効期間は、当該更新前の登録の有効期間から3年経過後の最初の年度末とする。

#### (確認審査)

- 第14条 登録組織のうちⅠ種及びⅡ種登録組織は、更新審査を受けない活動年度には、様式第1号の申請書により認定審査機関の確認審査を受けなければならない。確認審査は、有効期限の月日の1か月前から1か月後を目安に実施するよう努めるものとする。
- 2 確認審査については、第5条及び第6条の規定を準用する。ただし、登録範囲の対象人数が50人未満のものに係る確認審査については、審査員1名により行うことができるものとする。

#### (異議の申出)

- 第15条 知事から次に掲げる決定等を受けた申請組織又は登録組織は、当該決定等に不服があるときは、当該決定等に係る通知を受けた日から30日以内に文書で異議を申し出ることができる。
- (1) 登録を行い、又は行わない旨の決定
  - (2) 登録を取り消し、又は停止する旨の決定
- 2 知事は、前項の規定による申し出（以下「異議申出」という。）を受けたときは、速やかにその原因、背景等について調査を行い、その結果、当該異議申出に理由がないと認めるときは、これを棄却し、理由があると認めるときは、当該異議申出に係る決定等の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。
  - 3 知事は、前項の規定により異議申出を棄却し、又は異議申出に係る行為を取り消し、若しくは変更するときは、当該異議申出をした組織に対し、その理由を文書で通知する。

#### (登録マーク等)

- 第16条 登録組織は、そのEMSがTEASに適合しており、登録を受けていることを表示するため、知事が別に定める登録マークを使用することができる。この場合においては、別に定める表示要領を遵守し、登録に関し不正確な情報を発信しないようにしなければならない。

#### (登録組織の愛称)

- 第17条 登録組織のうち次に掲げる区分のものについては、それぞれに定める愛称を使用す

ることができる。

- (1) 学校            エコスクール
- (2) 店舗            エコショップ
- (3) 事業所        エコオフィス
- (4) 家庭            エコファミリー
- (5) 地域            エココミュニティ

2 前項の規定による愛称については、第8条第3項に定める登録証に、これを記載することができる。

(みなし登録組織)

第18条 本要綱で定めるところにかかわらず、鳥取県が別に策定した環境家計簿記録 web システム（わが家のエコ録）その他知事がこれに準ずると認めるシステムに登録した組織にあっては、これをⅢ種に登録した組織とみなすこととする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月9日から施行する。

(鳥取県版環境管理システム認定要綱等の廃止)

- 2 鳥取県版環境管理システム認定要綱、鳥取県版環境管理システムⅠ種審査・判定要領、鳥取県版環境管理システムⅡ種審査・判定要領及び鳥取県版環境管理システムⅢ種審査・判定要領（平成14年3月18日環管第29号鳥取県知事通知）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の鳥取県版環境管理システム審査登録要綱は、更新後の登録の有効期間の初日が施行日以後である登録について適用し、更新後の登録の有効期間の初日が施行日前である登録については、なお従前の例による。

# TEAS 審査基準

## 1 審査の種類

審査に当たっては、書類審査を実施した後に、申請組織の所在地で本審査を実施すること

- (1) 書類審査 : 「TEAS」に対する「適合性」の確認
- (2) 本審査 : 「TEAS」に対する「有効性」の確認

## 2 審査

審査に当たっては、以下の審査基準にもとづき本審査を実施すること

### (1) 不適合

重大	<ul style="list-style-type: none"><li>・「TEAS」要求事項の核となる要素が欠落している場合。</li><li>・ 重大な法違反、記録データ等の捏造、改ざんが明白な場合。重大な法違反とは、現状を看過すれば健康被害を生じるか、又は法違反が継続しておりそれにより環境汚染が発生しているか、又は発生する可能性がある場合をいう。</li></ul>
軽微	<ul style="list-style-type: none"><li>・「TEAS」要求事項の、要素の一部が欠落している場合</li><li>・ 適用を受ける法規の要求事項に対して一部順守していない場合</li><li>・ 組織にとって主要な又は基幹的な法規が漏れている場合</li></ul>

### (2) 観察

改善が望ましいと考える「不適合」以外の「指導事項」
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現状のまま放置すれば「不適合」になる可能性がある状況</li><li>・ 適用を受ける法規に関して行政機関から指導勧告等を受ける可能性がある状況</li><li>・ 改善すれば環境パフォーマンスがより向上する場合</li><li>・ 法規が漏れているが、軽微な不適合にはあたらない場合</li></ul>

### 「備考」法規制の順守

- ① 法規制への適合の維持と評価は、組織の責任である。
- ② 認定審査機関は、EMS がこの点に関し機能しているとの信頼性を確認することにより、絞って、サンプリング及び必要な点検を行う。
- ③ 認定審査機関は、組織が法規制上の適合を評価していること、及び該当する法規制に対し不適合があった場合に処置をとっていることを検証する。

## 3 処置

審査の結果、修正等対応が必要な場合は次のとおり対応すること

### (1) 不適合

【書類審査】: 本審査までに「修正」を要求し、本審査時に確認をすること

【本審査】: 重大な不適合については「修正処置の確認」、軽微な不適合については「修正処置の確認又は確約」をすること

### (2) 観察

特に「修正」の要求はしないが、指摘、指導事項に対する「回答」を要求する。

様式第1号

鳥取県版環境管理システム登録事前審査（更新審査・確認審査）申請書

平成 年 月 日

TEAS 認定審査機関 様

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県版環境管理システムの登録事前審査（更新審査・確認審査）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 審査の種類（該当するものに○をする）

規 格	審査の種類
I 種 ・ II 種	( 登録 ・ 更新 ・ 確認 )

2 概 要

組織の名称		
申請範囲	所在地	
	登録範囲	
	活動分野	
	対象人員	
環境管理責任者	職 名	
	氏 名	
連絡担当者	所 属	
	氏 名	
	連 絡 先	電話 FAX E-mail
登録番号（登録審査時は除く）		
登録日（ ” ）		



<添付書類>

	I 種	II 種
① 事前調査書	○	○
② 環境宣言	○	○
③ 環境管理マニュアル (様式、記載要領等含む)	○	○
④ 関連文書	○	○
⑤ 記録類	○	○

※更新審査・確認審査時は、②～④については、変更、改定があった場合のみ添付すること。

様式第2号

鳥取県版環境管理システム登録（更新）申請書（Ⅰ種・Ⅱ種）

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

鳥取県版環境管理システムの登録（更新）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 登録の種類（該当するものに○をする）

規 格	審査の種類
Ⅰ種 ・ Ⅱ種	（登録 ・ 更新）

2 概 要

組織の名称			
申請範囲	所在地		
	登録範囲		
	活動分野		
	対象人員		
環境管理責任者	職 名		
	氏 名		
連絡担当者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	電話	FAX
			E-mail

<添付書類>

- ・ 環境宣言
- ・ 環境管理マニュアル
- ・ 関連文書
- ・ 記録類
- ・ 審査報告書（T E A S 認定審査機関が実施した登録事前審査に係る審査報告書）

（注） 1 添付書類はそれぞれの書類の写しを提出すること。

2 更新申請の場合は、審査報告書以外の書類の添付を省略することができる。

様式第3号

鳥取県版環境管理システム登録（更新）申請書（Ⅲ種）

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

鳥取県版環境管理システムⅢの登録（更新）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 登録の種類（該当するものに○をする）

規 格	登録の種類
Ⅲ種（店舗・小規模事業所、学校、家庭・地域）	新規・更新

2 概 要

組織の名称		
申請範囲	所 在 地	
	登 録 範 囲 ※家庭の場合は 記載不要	
	活 動 分 野 ※家庭の場合は 記載不要	
	対 象 人 員	
環境管理責任者 ※家庭の場合は 記載不要	職 名	
	氏 名	
連絡担当者 ※家庭の場合は 記載不要	所 属	
	氏 名	
	連 絡 先	電話 FAX E-mail
登録番号（更新時に限る）		

<添付書類>

- 環境宣言
- 記録類（環境報告書、見直し記録）

（注）更新申請の場合、環境宣言の添付を省略することができる。但し、変更、改定があった場合は提出すること。

(TEAS I種・II種)

様式第4号

# TEAS 種

鳥取県版環境管理システム

TEAS 認定マーク
---------------

KES 認定マーク
--------------

## 登録証

組織の名称	
所在地	
登録範囲	
活動分野	

上記で実施されている環境管理システムは、審査の結果、鳥取県版環境管理システム 種規格に適合していることを証します。

登録番号 (TEAS登録番号) (KES登録番号)  
登録日 有効期限  
初回登録

鳥取県知事

(TEAS II種 (学校版))

様式第5号

# TEAS II種

鳥取県版環境管理システム

TEAS

認定マーク

## 登録証

組織の名称	
所在地	
登録範囲	
活動分野	

上記で実施されている環境管理システムは、審査の結果、鳥取県版環境管理システム II種規格に適合していることを証します。

登録番号 (TEAS登録番号)

登録日 有効期限

初回登録

鳥取県知事

(TEAS III種)

# TEASⅢ種

## 鳥取県版環境管理システム



## 登録証

組織の名称	
所在地	
登録範囲	
活動分野	

上記で実施されている環境管理システムは、審査の結果、鳥取県版環境管理システムⅢ種規格に適合していることを証します。

登録番号 (TEAS登録番号)  
登録日 有効期限  
初回登録

鳥取県知事



様式第7号

## 鳥取県版環境管理システム適合組織登録簿

種規格

登録番号	登録日	有効期限	組織の名称	登録範囲	活動分野	所在地	備考

様式第8号

## 鳥取県版環境管理システム登録変更届

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者（登録者）

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

種 別	I 種 ・ II 種 ・ III 種
登録番号	
有効期限	

環境管理システム等に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 事 項	変更年月日	変更前	変更後

※ 変更に伴って環境管理マニュアル等の改定が行われた場合は、当該マニュアル等を添付してください。

様式第9号

## 鳥取県版環境管理システム登録辞退届

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者（登録者）

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

種 別	I 種 ・ II 種 ・ III 種
登録番号	
有効期限	

鳥取県版環境管理システムの登録を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

登録辞退年月日	辞退の理由